

第 1 回さいたま市再犯防止推進計画協議会 議事録

日時	令和 2 年 7 月 1 日（水） 15 時～17 時 15 分
場所	さいたま市役所 ときわ会館 5 階 小ホール
出席者	<p>【委員】</p> <p>沢崎 俊之 埼玉大学 教授 平原 興 埼玉弁護士会 弁護士 小林 昇 さいたま大宮地区保護司会 前会長 柴崎 八重 さいたま浦和地区更生保護女性会 会長 白石 宏行 白石工業株式会社 代表取締役 清水 義恵 更生保護法人清心寮 理事長 辻本 俊之 NPO 法人埼玉ダルク 施設長 木内 英雄 埼玉県地域生活定着支援センター センター長 利根川 善次 青少年育成さいたま市民会議 補導委員会 副委員長 並木 恵美子 さいたま市民生委員児童委員協議会 理事 梶原 明日香 さいたま地方検察庁 総務部 検事 角田 亮 さいたま保護観察所 次長 岸 和矢 川越少年刑務所 総務部 調査官 玉井 清一 さいたま少年鑑別所 次長 滝浦 将士 東京矯正管区 更生支援企画課 課長 岡田 修一 浦和公共職業安定所 専門援助部門 統括職業指導官 東 秀憲 埼玉県警察 さいたま市警察部 総務課 企画補佐官</p> <p>【事務局】</p> <p>中村 満良 保健福祉局 福祉部長 木村 諭 保健福祉局 福祉部 福祉総務課 管理係長 松本 憲俊 保健福祉局 福祉部 福祉総務課 管理係 主査</p>
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 1 回さいたま市再犯防止推進計画協議会 次第 ・ 資料 1 さいたま市における附属機関等の会議の公開について ・ 資料 2 第 1 回さいたま市再犯防止推進計画協議会 席次表 ・ 資料 3 さいたま市再犯防止推進計画協議会 委員名簿 ・ 資料 4 さいたま市再犯防止推進計画協議会の概要 ・ 資料 5 「さいたま市再犯防止推進計画」計画素案について ・ 資料 6 さいたま市再犯防止推進計画素案

1 開会

2 委員の御紹介

3 さいたま市再犯防止推進計画協議会について

- 事務局 資料1、資料2、資料3、資料4に基づき説明。
 - ・会議の公開について
 - ・さいたま市再犯防止推進計画協議会について

4 会長の選出

- 会長に沢崎委員を選出。
- 職務代理者に平原委員を選出。

5 議事

(1) 計画素案について

- 事務局 資料5、資料6に基づき説明。
 - ・計画素案について

○各委員による活動状況や再犯防止に関する取組の紹介

○計画素案に対するご意見

<第1章 計画の概要> について

小林委員

全体を通しての意見ですが、新規事業が盛り込まれておらず、既存の事業についても再犯防止という視点が弱いと感じました。最初の章には再犯防止という視点や言葉が出てきますが、個別の事業になると再犯防止という視点が抜けているのではないかと思います。福祉的な事業も盛り込まれていますので、そこに再犯防止という視点を加えると、より充実したものになるのではないかと思います。

平原委員

全体を通して、再犯防止という言葉がどのような意識で使われているのか、分かり難いと思います。計画では、再犯を防止していくという大前提の目的があり、その中で基本理念として、再犯に至る方の内で、は生活するための力が弱い、あるいは環境が良くないといった要因に対して、安定した社会生活を送るために支援することが重要、という位置付けであると思います。ただ、計画素案で

は、その2つの目的が合わさってしまっているところが見受けられます。

当事者のニーズに応じて、生活や社会復帰を支えるための支援が行われ、社会生活が安定していくことが、結果として再犯防止に繋がるのであり、支援の目的が再犯防止ということではないのではと思います。

木内委員

福祉に携わる方に、再犯防止についてもお願い、と言っても難しいと思います。目の前の方が抱える生きづらさに対して、できる範囲で支援することで、それが結果的に再犯防止に繋がるものだと思います。また、知的障害や精神障害があったり、虐待を受けていた経験があったり、医療的ケアが必要といったように、いくつも問題を抱える方の場合、単独の支援だけではなく、複合的に支援が行わなければ再犯防止には繋がりません。表現の方法は考える必要があるかもしれませんが、支援という言葉は非常に大事だと思います。

平原委員

誤解の無いように付け加えますと、支援という言葉を使うことが問題ということではなく、再犯防止のための支援、という趣旨で使われることに違和感があるということです。

清水委員

再犯防止推進法を見ると、再犯防止と支援という言葉の両方が出てきます。

また、国の再犯防止推進計画には、国連のSDGsの前文にある、誰一人取り残さない社会の実現のためにというキーワードが引用されています。国連の持続可能な開発目標のキーワードそのものが、再犯防止のキーワードにもなっています。つまり、再犯防止という国の法律の仕組みの中で、具体的に成ればなるほど、支援の取組の集まりであるということなのだと思います。

資料にある、計画の基本的な考え方の中にも、犯罪をした者か否かにかかわらず、従前から市民に提供してきた各サービス事業などで、更生支援に繋がる可能性がある取組も計画に記載する、とあります。つまり、生活者として社会復帰していくために、様々な取組へのアクセシビリティを高めていくことが、自治体の計画として意味があるのだと思います。新しい仕組みを作るよりも、この取組はこういう場合に活用できるということを、出来る限り計画の中で具体的に提示し、かつ、その取組へ繋ぐ方法を示すことで、容易にアクセスできるということが、様々な生きにくさを抱えた方や現場で支援しようとしている方達にとって、非常に大事な意味があると思います。

また、再犯防止のためには、長い時間をかけた取組が必要ですが、そこでは福祉や地域支援の役割が大きくなります。刑事司法の手続きから離れたときに社会

で孤立し始めるということですが、孤立しないためには、どうフォローアップをしていくかが大事だと思います。2月に自民党の再犯防止特別委員会に出席した際も、そういう仕組みを作って欲しいと申し上げてきました。

沢崎会長

別の自治体で作っている計画では、重点としている内容を数行で表紙に記載しています。さいたま市でも、何を重視してこの計画を作ろうとしているのか、ということを表せると良いと思います。

<第3章 1 就労・住居の確保等のための取組> について

角田委員

住居の確保の部分について、平成29年12月15日付で、国土交通省の住宅局長から、県知事や政令市長宛に通知が出されています。再犯の防止等の推進に関する法律に基づく犯罪をした者等の公営住宅への入居についてというもので、犯罪をした者等が公営住宅に入居するにあたり、配慮するよう書かれています。これらの観点での取組も書いていただくと、かなり踏み込んだ内容になるかと思っています。

木内委員

今はさいたま市でも改善されましたが、以前は公営住宅の入居にも保証人が2人必要だと言われていました。過去ほどではありませんが、賃貸住宅を借りるのは相当厳しい状況にあります。

日本では、とにかく住宅に入りにくい状況です。起訴猶予等になった方で生活保護の適用になる方のうち、8割程は無料低額宿泊所に入所しますが、上手くないことが多いです。ほとんどがホームレス経験者で、一回ホームレス生活を経験すると、自力でアパートを借りるということはすごく難しいです。結局のところ、保証制度の問題で住居につながらないことが多いので、例えば市が保証制度を作るなど、円滑に入居できるような取組があると良いと思います。

平原委員

支援を受ける方には、役所で手続きすることが苦手であったり、敬遠している方も多いため、サービスの列挙だけでは、なかなか支援に繋がらないと思います。支援をする方も、詳しい方だけではありません。こういう状況の方には、こういうサポートがあるということ、具体的にどういった事業の活用が考えられるのかということまで、少し踏み込んで整理していただければと感じました。

＜第3章 2 保健医療・福祉サービスの利用の促進のための取組＞ について

角田委員

計画素案の30ページに、薬物依存の方に対する取組がありますが、平成27年に、法務省と厚生労働省が薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドラインを策定しており、これに基づいて関係機関が意見交換をする場ができています。このガイドラインや関係機関との意見交換を踏まえ、薬物依存からの回復支援に関する更なる取組を検討するというような記述があると良いと思います。

薬物依存の問題は非常に多く、さいたま市で保護観察を受けている方の約4分の1が、薬物の問題を抱えています。保護観察所においても薬物依存に対するプログラムを始めましたが、保護観察所のプログラムだけでは不十分であり、保護観察が終わった後の支援も必要であると考えています。

木内委員

介護保険でサービスを利用することは難しい方が利用できると考えられるのは、老人福祉法の養護老人ホームですが、ベッドが空いていても利用がなかなか進まないのが現状です。厚生労働省からも、養護老人ホームが利用者と契約することができ、ひとり親世帯や高齢者だけではなくても利用できるという通知が出ています。養護老人ホームの空いているベッドの活用についても、考えていただければと思います。

また、見た目は軽い障害でも、生きるためには相当重い障害となるような方については、現制度ではなかなか救えないところです。障害者や高齢者の福祉サービスに繋がらない方が、矯正施設には沢山います。こうした方達についても考慮しなければ、再犯防止に繋がらないと思います。

＜第3章 3 非行の防止・学校と連携した修学支援等のための取組

4 犯罪をした者等の特性に応じた支援等のための取組

5 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等のための取組＞

について

角田委員

計画素案の33ページ、非行の防止・学校と連携した修学支援のための取組について、平成29年12月20日付で、文部科学省から教育委員会宛てに、再犯防止推進計画の策定について、という通知が出されています。国の再犯防止の取組に応じて、各自治体の教育委員会でも推進に配慮をしてほしいという内容です。さいたま市でも、この通知に基づいた取組についても検討していただければと

思います。例として、保護観察対象者に対する保護観察所・保護司・学校関係者が連携した生活支援等を充実させる、と書かれています。抽象的ではありますが、こういった記述があると、保護観察対象者に対しても配慮されているということが読み取れると思います。

木内委員

子ども達の支援が一番大事だと思います。高齢者や障害者のうち、私達が支援する方の多くは、養育環境が悪かったということを感じています。再犯防止につなげるために、どの時期の支援に力を入れると効率的かを考えると、修学前の時期だと思います。どの時期にどういったお金をかけることが大切かということも考えながら、子どもに対する支援を充実していただければと思います。

清水委員

修学支援についても、学校におけるカウンセラーなど様々な取組がありますが、子どもの気持ちをどのように支えるかということが重要で、そのためには、子ども達の居場所を作ることが必要だと思います。そうすることで、学習意欲が促され、修学に繋がっていくと思います。

小林委員

要望を交えて2点申し上げたいと思います。

1点目は、再犯防止には相談機能の充実と広報活動が最も重要であるということです。例えば「社会を明るくする運動」についてですが、残念ながら十分市民の間に浸透しているとは言えません。さいたま市でも県と同様に主体的に取り組んでいただきたいと思います。

2点目は、推進体制についてです。できれば専門の組織を立ち上げていただきたいのですが、福祉総務課が担当するのであれば、専任の職員を配置し再犯防止に積極的に取り組んでいただくことをお願いします。

6 その他

辻本委員

生活保護制度に則った対応をしなければならないことは理解しますが、裁判所や刑務所から出所した方の状況を理解した上で、対応いただきたいと思います。埼玉ダルクは、保護観察所の自立準備ホームとして登録しており、自立準備ホームとして受け入れる際の資金は保護観察所から支給されますが、そうでない場合や仮釈放が終了した場合に、一度自宅に戻ったり入院した後に埼玉ダルクに入所

する際には、生活保護を申請しなければなりません。申請しようとする、前の住所に行くよう言われます。また、前の住所に家族が住んでいると家族全員で申請するよう言われますが、それは不可能なことです。入所者の安定した生活を確保するために、そういった生活面での支援についても考えてもらいたいと思います。

7 閉会